

個人タクシー法令試験対策 正誤問題集

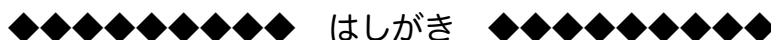
(関東運輸局 東京都特別区武三交通圏・平成 17 年 3 月～平成 30 年 7 月の本試験問題を網羅)

(2018 年 7 月版)

目次

第 1 章 道路運送法 1 条～10 条	4
第 2 章 道路運送法 11 条～21 条	16
第 3 章 道路運送法 22 条～105 条	26
第 4 章 運賃料金制度、運賃料金認可処理方針、標準運送約款	37
第 5 章 事故報告規則、期限更新等取扱い、事業等報告規則	45
第 6 章 旅客自動車運送事業運輸規則 1 条～24 条	55
第 7 章 旅客自動車運送事業運輸規則 25 条～68 条	63
第 8 章 タクシー業務適正化特別措置法、表示通達	73
第 9 章 道路運送車両法、自動車点検基準、道路運送車両の保安基準	86
解 答	94
付録 1 事業計画と運送約款	96
付録 2 運賃料金制度のまとめ	97
付録 3 タクシーである旨の表示	103
付録 4 表示装置の表示事項	104

個人タクシー法令試験対策 正誤問題集



はしがき

個人タクシー法令試験は、短文の正誤を判断する○×方式の問題（以下「正誤問題」といいます。）と、条文の空欄に当てはまる字句を語群から選択する方式の問題（以下「語群選択問題」といいます。）の二つのパターンで出題されています。いずれも過去に出題された問題が繰り返して出題されるのが特徴です。つまり、過去問の徹底マスターこそが合格への王道です。

そこで、本問題集では、平成17年3月試験から平成30年7月試験までの関東運輸局で出題された正誤問題の全問題を掲載しました。

繰り返して出題されているものについては、出題年月の新しいもののみを掲載しました。出題年月と第何問かを明記するため、出題番号として、問題文の末尾に[2911-01]のように記載しました。これは平成29年11月試験第1問という意味です。[CA-0001]などの通し番号が記載してある問題は、関東運輸局以外で出題された問題か、平成17年よりも古い時期に出題された問題です。さらに、学習の便宜を図るため、出題の根拠となる条文や通達等についても<道運7①>などのように出題番号の後に明示しました。

過去問の中には法改正によって現行法では当てはまらない出題もあります。このような問題文については、現行法に対応するように修正しました。修正した問題文についてはその末尾に[改]と記載してあります。修正できないものについては、問題文の冒頭に[改正前]と明記した上で、参考としてグレーの文字で掲載しました。

本問題集はこのように過去問を網羅してありますから、繰り返してマスターすれば、十分に合格レベルの力を付けることができます。その上、学習をしやすくするために問題の配列を工夫し、条文の順序に整理して掲載してありますので、勉強会等での条文の読み込みと並行して問題を解くことができます。

特に正誤問題について、同じ論点からの出題についても異なる表現によるものについては、どの文言をどのように変化させて（偽って）出題されているかが理解しやすいように、配列に気を配って掲載してあります。これによって、本試験でどのようなヒッカケがされているかを知ることができるだけでなく、該当条文を正確に理解することができるような教育的配慮がされています。

この問題集で学ばれた皆さんが無事に許可・認可処分を受けて個人タクシーを開業できるようお祈りしています。

2017.11.15 2018.7.6 aimoto

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 凡 例 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

1 法令及び通達等の略語一覧

本書では法令や通達等について、以下の略語を使用しています。

道運	道路運送法
道運施行令	道路運送法施行令
道運施規	道路運送法施行規則
運賃制度	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について
処理方針	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について
標準約款	一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款
事故報告規	自動車事故報告規則
期限更新	一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取扱いについて
事業報告規	旅客自動車運送事業等報告規則
運規	旅客自動車運送事業運輸規則
地図規格	旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の規格及び指定事項について
賠償基準	旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示
タク特	タクシー業務適正化特別措置法
タク特施規	タクシー業務適正化特別措置法施行規則
表示	東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱について
車両	道路運送車両法
点検基準	自動車点検基準
保安基準	道路運送車両の保安基準

2 条文番号の略記方法

本書では次のルールによって条文番号を略記しています。

- 条： 算用数字 (1 2 3)
- 項： ローマ数字 (I II III)
- 号： 丸数字 (①②③)

3 略記の例

- 例 1) 道路運送法第五条第一項第三号 → 道運 5 I ③
- 例 2) 道路運送車両法第四十七条の二第一項 → 車両 47 の 2 I

4 本試験に記されている注意事項

本試験では次のような注意事項が記されています。これは、本書の問題を解く際も同様です。

- (注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、平成30年6月1日現在で施行されている法令に基づくものとする。
- 2 本試験問題中「個人タクシー事業」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）」とする。
- 3 本試験問題中「事業者」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業者（1人1車制個人タクシー）」とする。
- 4 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

第1章 道路運送法1条～10条

1 次の文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

◆◆◆ 道路運送法の目的

- () 001 道路運送法の目的には、利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することが含まれています。[3003-12]<道運1>
- () 002 道路運送法の目的には、輸送の安全を確保し、道路運送事業者の利益を保護することが定められています。[2605-14]<道運1>
- () 003 道路運送法の目的には、旅客自動車運送事業者の利益を保護することが含まれています。[2311-03]<道運1>
- () 004 道路運送法の目的には、道路運送の利用者の利益を保護することが含まれていません。[1807-16]<道運1>
- () 005 道路運送法の目的規定には、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図ることが定められています。[2807-09]<道運1>
- () 006 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが含まれています。[3007-15]<道運1>

◆◆◆ 旅客自動車運送業の意義・種類

- () 007 道路運送法で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいいます。[2411-30]<道運2II>
- () 008 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当します。[2903-08]<道運2III>

- () 009 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当しません。[1711-19]<道運2Ⅲ>
- () 010 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいいます。[2007-06]<道運2Ⅲ>
- () 011 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当しません。[2611-35]<道運2Ⅲ>
- () 012 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいいます。[CA-0001]<道運2Ⅲ>
- () 013 他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する行為は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当します。[2911-09]<道運2Ⅲ>
- () 014 他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する行為は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当しません。[2703-10]<道運2Ⅲ>
- () 015 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいい、その種類は、一般旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業があります。[2803-10]<道運2Ⅲ>
- () 016 道路運送法の旅客自動車運送事業には、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業があります。[2505-03]<道運3>
- () 017 道路運送法の旅客自動車運送事業は、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客自動車運送事業の3種類に分類されています。[CA-0002]<道運3>

- () 018 道路運送法では、一般乗合旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業の2種類の事業が一般旅客自動車運送事業であって、それら以外の事業は特定旅客自動車運送事業であるとされています。[2807-18]<道運3>
- () 019 道路運送法では、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の3つの旅客自動車運送事業を、一般旅客自動車運送事業と規定しています。[1907-02]<道運3①>
- () 020 道路運送法における一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の3種類の事業のことをいいます。[2811-04]<道運3①>
- () 021 道路運送法の一般旅客自動車運送事業には、いわゆる路線バス事業や観光バス事業やタクシー事業があります。[CA-0003]<道運3①>
- () 022 道路運送法では、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業を一般乗用旅客自動車運送事業と規定しています。[3003-25]<道運3①>
- () 023 道路運送法では、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以下の自動車を貸し切って旅客を運送する事業を一般乗用旅客自動車運送事業と規定しています。[CA-0004]<道運3①>
- () 024 道路運送法には、法人タクシー事業及び個人タクシー事業の2つの事業が、一般乗用旅客自動車運送事業であることが規定されています。[CA-0005]<道運3①ハ>
- () 025 道路運送法の一般乗用旅客自動車運送事業は、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切って旅客を運送する事業をいいます。[2907-06]<道運3①ハ>
- () 026 道路運送法の規定により、国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車で一般乗用旅客自動車運送事業を営営することはできません。[2911-12]<道運3①ハ>

- () 027 道路運送法では、一個の契約により乗車定員11人以下の自動車を貸し切って旅客を運送する事業を一般乗用旅客自動車運送事業と規定しています。[1707-09]<道運3①ハ、道運施規3の2>
- () 028 道路運送法の規定により、乗車定員11人の自動車で一般乗用旅客自動車運送事業を経営することはできません。[1711-08]<道運3①ハ、道運施規3の2>
- () 029 個人タクシー事業は、道路運送法の「一般乗合旅客自動車運送事業」に該当しません。[CA-0006]<道運3①ハ>
- () 030 個人タクシー事業は、道路運送法の「一般貸切旅客自動車運送事業」に該当しません。[CA-0007]<道運3①ハ>
- () 031 個人タクシー事業は、道路運送法の「一般乗用旅客自動車運送事業」に該当しません。[CA-0008]<道運3①ハ>
- () 032 個人タクシー事業は、道路運送法の「特定旅客自動車運送事業」に該当します。[CA-0009]<道運3①ハ>
- () 033 個人タクシー事業を営むためには、道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。[CA-0010]<道運4>
- () 034 個人タクシー事業を営むためには、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。[CA-0011]<道運4>
- () 035 個人タクシー事業を営むためには、道路運送法に規定されている特定旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。[CA-0012]<道運4>

◆◆◆ 旅客自動車運送業の許可申請（事業計画の定め）

- () 036 個人タクシー事業の許可を新たに受けようとする者は、営業所所在地を管轄する地方運輸局長に対して、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可申請を行わなくてはなりません。[2007-01]<道運5>

- () 037 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可申請書の事業計画には、自動車車庫の位置及び収容能力等について記載することになっていますが、営業区域については記載する必要はありません。[2505-19]<道運5 I ③、道運施規4Ⅷ①>
- () 038 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、営業区域、営業所の名称及び位置などを定めなければなりません。[2111-13]<道運5 I ③、道運施規4Ⅷ①>
- () 039 主たる事務所及び営業所の名称及び位置は、道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画の一部に含まれています。[CA-0013]<道運5 I ③、道運施規4Ⅷ②>
- () 040 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、主たる事務所及び営業所の名称及び位置についても記載することになっています。[CA-0014]<道運5 I ③、道運施規4Ⅷ②>
- () 041 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、自動車車庫の位置及び収容能力について記載することになっています。[CA-0015]<道運5 I ③、道運施規4Ⅷ④>
- () 042 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、自動車車庫の位置及び収容能力について記載することにはなっていません。[CA-0016]<道運5 I ③、道運施規4Ⅷ④>
- () 043 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、少なくとも運賃及び料金の収受について、明確に定めなければなりません。[2911-05]<道運5 I ③、道運施規4Ⅷ>
- () 044 運賃及び料金の収受に関する事項については、事業計画に定めなければなりません。[2407-34]<道運5 I ③、道運施規4Ⅷ>
- () 045 運賃及び料金の収受に関する事項については、事業計画に定める必要はありません。[2311-05]<道運5 I ③、道運施規4Ⅷ>

- () 046 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、過労の防止について、明確に定めなければなりません。[2803-17]<道運5 I ③、道運施規4Ⅷ>
- () 047 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事業用自動車の長さ、幅、高さについて記載することになっていません。[CA-0017]<道運5 I ③、道運施規4Ⅷ>
- () 048 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事業用自動車の長さ、幅、高さについて記載することになっています。[CA-0018]<道運5 I ③、道運施規4Ⅷ>
- () 049 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事故の場合の処置について、明確に定めなければなりません。[2811-01]<道運5 I ③、道運施規4Ⅷ>

◆◆◆ 旅客自動車運送業の許可申請（営業区域）

- () 050 道路運送法第5条第1項第3号の営業区域は、輸送の安全、事業者の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位としています。[2911-35]<道運5 I ③、道運施規5>
- () 051 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、事業者が定める区域を単位としています。[3007-32]<道運5 I ③、道運施規5>
- () 052 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位としています。[3003-13]<道運5 I ③、道運施規5>

◆◆◆ 旅客自動車運送業の許可申請（添付書類等）

- () 053 個人タクシー事業者の新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可に当たり、資金計画において、保険料は自動車損害賠償保障法に定める自賠責保険料（保険期間12ヶ月以上）並びに対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険又は共済に係る保険料の年額が必要である。[CA-0019]<道運5Ⅱ、道運施規6Ⅰ②、賠償基準>
- () 054 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が申請書を提出するときは、その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限って運転しようとする場合であっても、事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面の添付を省略することはできません。[2605-31]<道運5Ⅱ、道運施規6Ⅳ>
- () 055 道路運送法第4条の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が、その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限って運転しようとする場合には、事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面の添付を省略することができます。[CA-0020]<道運5Ⅱ、道運施規6Ⅳ>

◆◆◆ 旅客自動車運送業の許可申請（欠格事由）

- () 056 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過していない者であっても、個人タクシー事業の許可を受けることができます。[2411-16]<道運7①>
- () 057 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過していない者であっても、個人タクシー事業に限り許可を受けることができます。[CA-0021]<道運7①>

- () 058 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過した者であれば、個人タクシー事業の許可を受けることができます。[2907-17]<道運7①>
- () 059 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であっても、個人タクシー事業の許可を受けることができます。[改][2605-07]<道運7①>
- () 060 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であっても、個人タクシー事業に限り許可を受けることができます。[改][CA-0022]<道運7①>
- () 061 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者は、個人タクシー事業の許可を受けることができません。[3003-17]<道運7①>

◆◆◆ 緊急調整区域（既に廃止された制度）

- () 062 [改正前] 緊急調整地域として指定を受けた営業区域では、新たに個人タクシー事業の許可を受けることはできません。[1811-12]<改正前道運8>
- () 063 [改正前] 事業を休止中の個人タクシー事業者が事業を再開しようとするときに、当該事業者の営業区域が緊急調整地域に指定されている場合であっても事業を再開することができます。[2407-01]<改正前道運8>

◆◆◆ 運賃及び料金の認可・届出

- () 064 個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。[2505-17]<道運9の3I>

- () 065 道路運送法には、事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定めたときは、遅滞なく、届け出なければならないことが規定されています。[2903-23]<道運9の3I>
- () 066 個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定めたときは、30日以内に届け出なければなりません。[2707-34]<道運9の3I>
- () 067 道路運送法に規定する運賃及び料金の変更認可申請を、個人タクシー事業者は行うことができません。[1803-33]<道運9の3I>
- () 068 タクシーの運賃料金メーター器が故障したため新しいメーター器に変更する場合、運賃及び料金の変更認可の手続きが必要になります。[2703-20]<道運9の3I>
- () 069 タクシーの運賃料金メーター器が故障したため新しいメーター器に変更する場合、運賃及び料金の変更認可の手続きは必要ありません。[2911-17]<道運9の3I>
- () 070 個人タクシー事業の許可を受けた者が、運賃及び料金の設定の認可を申請しようとする場合、当該認可申請書には設定を必要とする理由を記載する必要はありません。[2211-25]<道運9の3I、道運施規10の3I④>
- () 071 個人タクシー事業の許可を受けた者が、運賃及び料金の設定の認可申請をしようとする場合、当該認可申請書には設定を必要とする理由を記載しなければなりません。[2505-09]<道運9の3I、道運施規10の3I④>
- () 072 個人タクシー事業者が認可を受けている運賃及び料金を変更しようとする場合の認可申請書には、変更を必要とする理由を記載しなければなりません。[3003-36]<道運9の3I、道運施規10の3I④>
- () 073 事業者が認可を受けている運賃及び料金を変更しようとする場合の認可申請書には変更の理由を記載する必要はありません。[2803-08]<道運9の3I、道運施規10の3I④>

- () 074 事業者は、旅客の運賃その他運輸に関する料金の認可申請をしようとする場合には、運賃及び料金の收受並びに事業者の責任に関する事項を申請書に記載しなければなりません。[2403-06]<道運9の3I、道運施規10の3I>
- () 075 個人タクシー事業の許可を受けた者が、地方運輸局長が原価計算書その他運賃及び料金の算出の基礎を記載した書類の添付の必要がないと認め公示したものに該当する運賃及び料金を適用する場合は、認可申請の手続きは必要ありません。[CA-0107]<道運9の3I、道運施規10の3III>
- () 076 個人タクシー事業の許可を受けた者が、運賃及び料金の設定の認可申請をしようとする場合、地方運輸局長が原価計算書その他運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類の添付の必要がないと認め公示したものに該当するときは、書類の一部又は全部の添付を省略することができます。[1703-15]<道運9の3I、道運施規10の3III>
- () 077 地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が公示した自動認可運賃に該当する運賃の申請については、原価計算書等の添付を省略することができます。[2407-27]<道運9の3I、道運施規10の3III>
- () 078 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金のうち、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金は、時間指定配車料金に限られています。[2903-11]<道運9の3I、道運施規10の4I>
- () 079 一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして、国土交通省令で定める料金は、時間指定配車料金及び車両指定配車料金です。[2807-04]<道運9の3I、道運施規10の4I>
- () 080 一般乗用旅客自動車運送事業者の運賃及び料金の認可基準には、他の一般旅客自動車運送事業者との間に、不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであることなどがあります。[CA-0025]<道運9の3II③>

- () 081 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金のうち、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金について設定又は変更した場合は、遅滞なく届け出なければなりません。[2803-01]<道運9の3III>
- () 082 道路運送法の規定により、タクシー事業者が運賃改定に係る申請を行いました。この場合当該事業用自動車の車内にその旨を掲示する必要はありません。[CA-0026]<道運9の3>

◆◆◆ 運賃又は料金の割戻しの禁止

- () 083 一般旅客自動車運送事業者は道路運送法の規定により運賃又は料金の割り戻しは禁止されています。[1711-29]<道運10>
- () 084 個人タクシー事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割り戻しをしてはいけません。[CA-0027]<道運10>
- () 085 道路運送法の規定では、運賃又は料金の割戻しはやむを得ない事由があっても禁止されています。[CA-0028]<道運10>
- () 086 道路運送法の規定により運賃及び料金の割戻しは禁止されていますが、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではありません。[3003-34]<道運10>
- () 087 道路運送法の規定により、運賃及び料金の割戻しは禁止されているが、事業主でもある個人タクシー事業の場合は適用除外となっています。[CA-0029]<道運10>
- () 088 道路運送法の規定では、旅客が得意客であると認められる場合には、收受した運賃又は料金の割り戻しが認められています。[2807-27]<道運10>
- () 089 道路運送法の規定では、一般旅客自動車運送事業者は、旅客が得意客であると認められる場合であっても、收受した運賃又は料金の割り戻しは禁止されています。[2811-29]<道運10>

- () 090 事業者は、旅客との間に運賃又は料金に関する特約がある場合であっても、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをすることはできません。[2703-14]<道運10>
- () 091 事業者は、旅客との間に運賃又は料金に関する特約がある場合に限り、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをすることができます。[2711-13]<道運10>


【第1回】	042 ×	085 ○	124 ○	167 ○	206 ○	249 ○	288 ○
解 答	043 ×	086 ×	125 ×	168 ×	207 ×	250 ×	289 ○
001 ○	044 ×	087 ×	126 ×	169 ○	208 ○	251 ×	290 ○
002 ×	045 ○	088 ×	127 ×	170 ×	209 ○	252 ○	291 ○
003 ×	046 ×	089 ○	128 ○	171 ○	210 ×	253 ○	292 ○
004 ○	047 ○	090 ○	129 ×	172 ○	211 ○	254 ○	293 ○
005 ○	048 ×	091 ×	130 ×	173 ×	212 ×	255 ×	294 ○
006 ○	049 ×		131 ○	174 ○	213 ○	256 ○	295 ○
007 ○	050 ×		132 ×		214 ×	257 ×	296 ○
008 ○	051 ×	【第2回】	133 ○		215 ×		297 ×
009 ×	052 ○	解 答	134 ○	【第3回】	216 ×		298 ×
010 ○	053 ○	092 ×	135 ×	解 答	217 ×	【第4回】	299 ○
011 ○	054 ×	093 ×	136 ○	175 ×	218 ○	解 答	300 ×
012 ×	055 ○	094 ○	137 ○	176 ○	219 ○	258 ○	301 ×
013 ×	056 ×	095 ×	138 ×	177 ×	220 ×	259 ×	302 ○
014 ○	057 ×	096 ×	139 ○	178 ○	221 ×	260 ○	303 ×
015 ○	058 ×	097 ×	140 ○	179 ○	222 ○	261 ○	304 ○
016 ○	059 ×	098 ×	141 ×	180 ×	223 ×	262 ×	305 ×
017 ×	060 ×	099 ○	142 ×	181 ×	224 ○	263 ○	306 ○
018 ×	061 ○	100 ○	143 ○	182 ×	225 ○	264 ×	307 ○
019 ○	062 ○	101 ×	144 ×	183 ○	226 ×	265 ○	
020 ○	063 ○	102 ○	145 ○	184 ×	227 ○	266 ×	
021 ○	064 ○	103 ○	146 ×	185 ○	228 ○	267 ○	【第5回】
022 ×	065 ×	104 ×	147 ○	186 ○	229 ○	268 ○	解 答
023 ×	066 ×	105 ○	148 ○	187 ○	230 ○	269 ○	308 ×
024 ×	067 ×	106 ×	149 ×	188 ×	231 ×	270 ○	309 ×
025 ○	068 ×	107 ○	150 ○	189 ○	232 ○	271 ○	310 ×
026 ○	069 ○	108 ×	151 ○	190 ○	233 ○	272 ×	311 ○
027 ×	070 ○	109 ×	152 ×	191 ×	234 ×	273 ×	312 ×
028 ○	071 ×	110 ×	153 ○	192 ○	235 ○	274 ○	313 ○
029 ×	072 ○	111 ○	154 ○	193 ○	236 ×	275 ×	314 ×
030 ×	073 ×	112 ○	155 ×	194 ×	237 ×	276 ○	315 ○
031 ○	074 ×	113 ×	156 ×	195 ○	238 ×	277 ×	316 ○
032 ×	075 ×	114 ○	157 ○	196 ○	239 ○	278 ○	317 ×
033 ○	076 ○	115 ×	158 ○	197 ○	240 ×	279 ×	318 ○
034 ×	077 ○	116 ○	159 ×	198 ○	241 ○	280 ○	319 ×
035 ×	078 ×	117 ×	160 ○	199 ×	242 ×	281 ○	320 ○
036 ○	079 ○	118 ×	161 ○	200 ×	243 ×	282 ○	321 ○
037 ×	080 ○	119 ○	162 ○	201 ×	244 ○	283 ×	322 ×
038 ○	081 ×	120 ×	163 ○	202 ○	245 △(○)	284 ×	323 ×
039 ○	082 ○	121 ○	164 ○	203 ×	246 ○	285 ○	324 ○
040 ○	083 ○	122 ×	165 ×	204 ×	247 ×	286 ○	325 ×
041 ○	084 ○	123 ×	166 ×	205 ○	248 ○	287 ×	326 ○

327 ×	370 ○	409 ×	448 ×	491 ×	530 ○	573 ×	612 ○
328 ×	371 ×	410 ×	449 ×	492 ○	531 ○	574 ×	613 ○
329 ○	372 ○	411 ○	450 ×	493 ×	532 ×	575 ×	614 ○
330 ×	373 ×	412 ○	451 ○	494 ○	533 ○	576 ×	615 ×
331 ○	374 ×	413 ×	452 ×	495 ×	534 ×	577 ×	616 ○
332 ○	375 ×	414 ×	453 ○	496 △(×)	535 ○	578 ×	617 ○
333 ○	376 ×	415 ×	454 ○	497 ×	536 ○	579 ○	618 ×
334 ×	377 ×	416 ×	455 ○	498 ○	537 ×	580 ×	619 ○
335 ○	378 ○	417 ○	456 ×	499 ○	538 ×	581 ×	620 ○
336 ×	379 ○	418 ×	457 ○	500 ×	539 ×	582 ○	621 ×
337 ×	380 ○	419 ×	458 ○	501 ○	540 ○	583 ○	622 ○
338 ×		420 ×	459 ×	502 ×	541 ×	584 ×	623 ○
339 ○		421 ○	460 ×	503 ×	542 ×	585 ○	624 ○
340 ×	【第6回】	422 ×	461 ○	504 ×	543 ×	586 ×	625 ×
341 ×	解 答	423 ×	462 ×	505 ○	544 ○	587 ×	626 ×
342 ○	381 ×	424 ○	463 ○	506 ○	545 ×	588 ×	627 ○
343 ×	382 ○	425 ○	464 ×	507 ×	546 ×	589 ×	628 ×
344 ×	383 ○	426 ○	465 ×	508 ×	547 ×		629 ×
345 ○	384 ○	427 ○	466 ○	509 ○	548 ○		630 ×
346 ○	385 ○	428 ○	467 ×	510 ×	549 ×	【第9回】	631 ×
347 ○	386 ○	429 ○	468 ○	511 ○	550 ×	解 答	632 ○
348 ×	387 ○	430 ○	469 ○	512 ×	551 ○	590 ○	633 ○
349 ×	388 ×	431 ○	470 ○	513 ×	552 ×	591 ○	634 ×
350 ○	389 ○	432 ○	471 ×	514 ×	553 ○	592 ○	635 ×
351 ○	390 ○	433 ○	472 ×	515 ○	554 ○	593 ○	636 ×
352 ○	391 ○	434 ○	473 ×	516 ×	555 ○	594 ○	637 ○
353 ○	392 ×	435 ×	474 ○		556 ×	595 ×	638 ×
354 ×	393 ○	436 ×	475 ○		557 ×	596 ×	639 ×
355 ○	394 ○	437 ×	476 ×	【第8回】	558 ×	597 ○	640 ○
356 ×	395 ×	438 ×	477 ○	解 答	559 ○	598 ×	641 ×
357 ×	396 ×	439 ○	478 ×	517 ○	560 ×	599 ○	642 ○
358 ○	397 ×		479 ○	518 ×	561 ×	600 ○	643 ×
359 ○	398 ×		480 ×	519 ×	562 ○	601 ×	644 ×
360 ×	399 ○	【第7回】	481 ○	520 ×	563 ○	602 ○	645 ○
361 ×	400 ×	解 答	482 ×	521 ×	564 ×	603 ×	646 ×
362 ×	401 ○	440 ×	483 ○	522 ○	565 ×	604 ○	647 ○
363 ×	402 ○	441 ○	484 ×	523 ○	566 ○	605 ×	648 ○
364 ○	403 ○	442 ○	485 ○	524 ×	567 ○	606 ×	649 ×
365 ×	404 ×	443 ×	486 ×	525 ○	568 ×	607 ○	650 ×
366 ×	405 ○	444 ○	487 ○	526 ○	569 ×	608 ○	651 ×
367 ×	406 ×	445 ○	488 ○	527 ○	570 ○	609 ○	
368 ×	407 ○	446 ○	489 ○	528 ○	571 ×	610 ×	
369 ×	408 ×	447 ○	490 ×	529 ×	572 ○	611 ○	

事業計画と運送約款

お役所

事業計画（許認可のための青写真）として記載する事項（道運施規 4Ⅷ）

- 
- ① 営業区域 ※変更（個タクはなし） → 事前の認可（道運 15 I）
 - ② 主たる事務所及び営業所の名称及び位置
※変更 → 遅滞なく届出（道運 15Ⅳ）
 - ③ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数
並びにその種別ごとの数
及び地方運輸局長が指定する地域にあつては国土交通大臣が定める区分ごとの数
※変更 → あらかじめ届出（道運 15Ⅲ）
 - ④ 自動車車庫の位置及び収容能力
※変更 → 事前の認可（道運 15 I）

事業者



旅客

運送約款（旅客との契約条項）に定める事項（道運施規 12）

- ① 事業の種別
- ② 運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項
- ③ 運送の引受けに関する事項
- ④ 運送責任の始期及び終期
- ⑤ 免責に関する事項
- ⑥ 損害賠償に関する事項
- ⑦ その他運送約款の内容として必要な事項

※標準運送約款と同一の運送約款 → 認可を受けたものとみなす（道運 11Ⅲ）

※運送約款の変更の認可申請 → 変更を必要とする理由（道運施規 11④）

運賃料金制度のまとめ

まずは、運賃と料金についての道路運送法等の規制を復習しよう！

- | | | | |
|-----------------|--|-----------------|----------------------|
| 1 運賃と料金の設定・変更 | 原則
サービス指定予約料金 | →認可
→あらかじめ届出 | (道運9の3Ⅰ)
(道運9の3Ⅲ) |
| 2 運賃と料金の設定・変更申請 | 変更の場合：変更を必要とする理由 (道運施規10の3Ⅰ)
原価計算書等の添付 (道運施規10の3Ⅱ)
→ただし自動認可運賃の場合は省略できる (道運施規10の3Ⅲ) | | |

次に、運賃と料金の種類を覚えよう！

- 1 運賃
 - (1) 距離制運賃 (時間距離併用運賃)
 - (2) 時間制運賃
 - (3) 定額運賃 (①施設及びエリアに係る定額運賃 ②イベント定額運賃 ③観光ルート別運賃)
- 2 料金
 - (1) 待料金
 - (2) 迎車回送料金
 - (3) サービス指定予約料金 (①時間指定配車料金・②車両指定配車料金)
 - (4) その他の料金

以下、運賃と料金の内容をこまかく押さえよう！

1 運賃

(1) 運賃の種類

イ	距離制運賃 (時間距離併用制運賃を含む。)	初乗運賃と加算運賃を定め、 旅客の乗車地点から降車地点までの 実車走行距離に応じた運賃	
ロ	時間制運賃	初乗運賃と加算運賃を定め、 旅客の指定した場所に到着したときから旅客の運送を終了するまでの 実拘束時間に応じた運賃	
ハ	定額運賃	定額運賃適用施設 と 他の定額運賃適用施設 との間 又は 定額運賃適用施設 と 一定のエリア との間の運送を行う場合 事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃 ※定額運賃適用施設： 特定の空港、鉄道駅、各種集客施設等 ※各種集客施設： 公的医療機関、博物館、美術館、大規模テーマパーク (遊戯施設) 等 を含む。	
		② イベント定額運賃	イベントの開催期間中、 駅、空港等特定の場所 から イベントの開催場所 との間 の運送を行う場合 事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃
		③ 観光ルート別運賃	観光地における主要施設 (最寄駅、主要宿泊施設等) を拠点とした 名所旧跡等を巡るルートに沿った運送を行う場合において、 事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃

(2) 運賃の適用順位

原則として距離制運賃を適用することとするが、

(→「これにより難しいときは」という限定文言がココにあったが、
平成26年改正によって削除された)

時間制運賃を適用することができる

また、定額運賃を設定している場合は、定額運賃を適用することができる

(3) 距離制運賃

イ 適用方法

① 初乗距離： 地方運輸局長が定める距離により設定
② 加算運賃： 1メートル単位 1メートル未満の端数→四捨五入
③ 時間距離併用制運賃： 一定速度（限界速度・10km/H）以下の走行速度になった場合の運送に要した時間 →加算距離に換算 →距離制メーターに併算 ex.10分間渋滞にハマった場合に時速10kmで加算距離に換算すると： 10分 = 600秒 時速10km = 時速10,000m = 秒速2,777...m (= 1秒あたりの加算距離は2,777...m) 1秒あたりの加算距離2,777...m × 600秒 = 1666.666...mを距離制メーターに併算 なお、特別区武三交通圏の現行加算運賃は237m80円・90秒80円なので、 237m ÷ 90秒 = 秒速2.633...m (= 時速9.48km) が現実の加算距離
④ 時間距離併用制運賃の加算距離相当時間： 端数が生じた場合→5秒単位に切上げ
⑤ 二種類の初乗距離を設定し、現行の初乗距離を基本としつつ、事業者の意向により、これを短縮して設定されるもう一種類の初乗距離も設定できる この場合、もう一種類の初乗距離は、 現行の初乗距離から、加算距離を一回分控除した距離で、 地方運輸局長が定めるものにより設定 (ただし、地域の実情に応じて、複数回分とすることも出来るものとする) なお、当該距離に係る初乗運賃額は、 控除した距離に相当する加算運賃額を控除した額で設定
⑥ 運賃の收受： 旅客の降車地点に停車後直ちにメーター器を「支払」の位置に操作 →その表示額
⑦ 距離制運賃を設定する場合は、時間制運賃も設定

ロ 距離制運賃の割増

① 大型車及び特定大型車の割増率→地域の实情にあわせて
② 深夜早朝割増：原則午後10時以降午前5時まで・割増率は2割
③ 冬期割増： 地方運輸局長が指定する期間及び指定する地域の営業所に配置されている車両、 又は 当該地域を走行する車両 に限り適用 ・割増率は2割以内で当該地域の状況に応じて地方運輸局長が定める
④ 寝台割増：寝台専用の固定した設備を有する車両に限り適用・割増率は2割
⑤ 適用方法 (ア) 大型車割増及び特定大型車割増以外の割増： 距離短縮方式 (イ) 大型車割増及び特定大型車割増： 普通車の運賃額に割増相当額を加算する方式・当該合算額をメーターに表示 (ウ) 大型車割増及び特定大型車割増以外の割増： 2以上の割増条件に該当する場合 →いずれか高い率を適用・割増の重複はできない

八 距離制運賃の割引（公共的割引）

①	身体障害者割引 ：身体障害者福祉法による身体障害者手帳を所持している者に適用・割引率 1割
②	知的障害者割引 ：知的障害者の療育手帳を所持している者に適用・割引率 1割
③	①、②以外の法令等で対象が限定される者に対する福祉的な割引については、以下の(ア)~(ウ)に掲げる者その他の対象者の種類ごとに、事業者の申請に基づき個別に設定・割引率 1割 (ア) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉法に規定する精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者 (イ) 被爆者 原子爆弾被爆者援護法に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者 (ウ) 戦傷病者 戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者
④	適用方法 (ア) メーター表示額から 割引相当額を減じる 方法 (イ) 遠距離割引及び営業的割引と重複して適用する 公共的割引のうち、複数の割引条件に該当する場合 →いずれか高い率を適用・ 割引の重複はできない ex. 身体障害者割引+知的障害者割引はダメ

二 距離制運賃の割引（遠距離割引及び営業的割引）

①	遠距離割引及び営業的割引 ： 適正な原価に適正な利潤を加えたものであること 利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと 他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことが認められる場合 運転者の労働条件の確保が図られていると認められる場合に設定
②	遠距離割引 ： 一定のメーター表示額（基準額という）に相当する距離を超える遠距離旅客に対し適用 ・割引は基準額を超える部分の額に一定割合を乗じた額を割り引く方法 割引の方法→基準額及び割引率を逡増させる場合の区切りの額については1,000円単位 ・割引率は1割単位
③	営業的割引 ：クーポン券割引、利用回数・金額割引など 主に需要喚起目的として設定される運賃の割引 （公共的割引及び遠距離割引を除く）
④	適用方法 (ア) 遠距離割引：メーター表示額から 割引相当額を減じる 方法 (イ) 営業的割引： 割引の形態に応じた方法で 割り引きを行う (ウ) 遠距離割引及び営業的割引： それぞれ 重複して 、又は、それぞれが公共的割引と 重複して適用

(4) 時間制運賃

イ 時間制運賃の適用方法

①	時間制運賃は、営業所において時間制運賃による あらかじめの特約がある場合 に適用 ※営業所：無線基地局を含む。
②	時間制運賃は、初乗1時間、以後30分単位・30分未満の端数が生じた場合→切上げ ただし、事業者の申請に基づき、初乗30分、以後15分又は10分単位とすることができる
③	時間制運賃は、50円単位とし、50円未満の端数は切り捨て
④	当分の間、既に時間制運賃が導入されている運賃適用地域においては、 「営業所等を出発し、旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた」かつ「30分単位の」運賃を設定できる
⑤	時間制運賃による契約の場合： タクシーメーター器にカバー をし、前面に「 貸切 」表示
⑥	運送の引き受けを営業所においてのみ行う場合： 時間制運賃のみを設定することができる この場合にあつては、タクシーメーター器を取り付けないこととしても差し支えない ただし、 個人タクシー事業者 にあつては、その事業特性に鑑み、 時間制運賃のみを設定することはできない

ロ 時間制運賃の割増

①	時間制運賃には、 運賃の割増（大型車及び特定大型車を除く。）は適用しない →深夜早朝割増・冬季割増等は適用しない →大型車及び特定大型車割増は適用する 料金（待料金及び迎車回送料金に限る。）は適用しない →待料金・迎車回送料金は適用しない →サービス指定予約料金・その他の料金は適用する
②	大型車及び特定大型車の割増率：地域の実情にあわせて定めることができる
③	割増：普通車の運賃額に割増相当額を加算する方式

ハ 時間制運賃の割引

①	公共的割引：距離制運賃の公共的割引の規定を準用（時間制運賃の公共的割引と同じ）
②	営業的割引 (ア) 営業的割引：営業的割引に係る規定を準用（時間制運賃の営業的割引と同じ） (イ) 割引の種類： 上記(ア)の営業的割引と次のabのほか、事業者の申請に基づき設定できる a 特定時間帯割引：需要の少ない時間帯の利用に限定した運賃の割引 b 長時間割引：一定の時間を超える長時間の配車予約があった場合の運賃の割引
③	適用方法 (ア) 公共的割引：時間制運賃額から割引相当額を減じる方法 (イ) 営業的割引：割引の形態に応じた方法で割り引きを行う (ウ) 公共的割引と営業的割引の各区分の割引 →重複して適用 公共的割引と営業的割引の同一区分内において複数の割引条件に該当する場合 →いずれか高い率を適用・割引の重複はできない

(5) 定額運賃

イ 施設及びエリアに係る定額運賃

①	定額運賃適用施設と他の定額運賃適用施設との間 又は定額運賃適用施設と一定のエリアとの間に行われる 反復・継続的な運送 であって、 3,000円、5,000円等を目安として 地域の实情に応じて 地方運輸局長が定める額に相当する距離を超えるもの について設定できる
②	運賃の額：当該定額運賃を定める定額運賃適用施設から他の適用施設 又は一定のエリア内への 最短経路による運送 に適用される通常の距離制運賃 (時間距離併用制運賃において 時間加算を行わない距離制運賃 をいい、 遠距離割引を含むものとする。) の額による この場合において、 設定する運賃の額の単位：10円単位、50円単位、100円単位、500円単位等とできる 端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整する
③	定額運賃適用施設： 事業者の申請に基づき設定 できる 恒常的に相当数の不特定多数の集客が見込まれる施設と認められるもの
④	定額運賃を適用する一定のエリア： 営業区域の単位として地方運輸局長が定めた区域の範囲を超えない範囲内において、 営業区域、行政区画、道路、河川その他の明確な区分により設定する 当該エリアは 事業者の申請に基づき設定 することとするが、 地域の輸送実態その他の事情により地方運輸局長が別に定めるところによることのできる
⑤	運賃以外で有料道路料金や駐車場料金等の実費が必要となる場合 利用者が負担すべき実費の額等についてその内容をあらかじめ明示する
⑥	他の利用者との間で不当な差別的な取扱いや乗り場等で利用者の混雑が生じないよう 乗り場を定める、乗車券方式による、予約方式による等 利用者保護に十分な対策を講じる
⑦	定額運賃に運賃の割増又は運賃の割引を適用する場合： 割増や割引を適用した後の運賃を定額運賃として設定する

ロ イベント定額運賃

①	イベントの開催期間中、 駅、空港等特定の場所とイベントの開催場所との間の運送 に適用する場合に設定できる
②	運賃の額：イベント開催時において予想される 最短経路による運行経路 (初乗距離を超える運送距離であること)に基づき計測した距離 に対応した 通常の距離制運賃 による この場合において、 設定する運賃の額の単位：10円単位、50円単位、100円単位、500円単位等とできる 端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整する
③	実施に当たり、 イベント主催者等との連携、 旅客への案内等の対応について、 十分な対策を講じる
④	運賃以外で有料道路料金や駐車場料金等の実費が必要となる場合 利用者が負担すべき実費の額等についてその内容をあらかじめ明示する
⑤	他の利用者との間で不当な差別的な取扱いや乗り場等で利用者の混雑が生じないよう 乗り場を定める、乗車券方式による、予約方式による等 利用者保護に十分な対策を講じる
⑥	イベント定額運賃に運賃の割増又は運賃の割引を適用する場合： 割増や割引を適用した後の運賃を定額運賃として設定する

ハ 観光ルート別運賃

観光ルート別運賃の設定：「タクシーの観光地におけるルート別運賃制度の見直しについて」による ルート別運賃：事業者ごとに設定することができる ルート別運賃：標準的な走行状態を想定して算出される額を基準とする →観光ルートを設定し、又は変更する場合、当該ルートの走行距離、所要時間を実測し、 この実測に基づいて既認可(届出)運賃の距離制又は時間制の運賃に基づく運賃額を設定する
--

ニ その他

定額運賃を設定する場合：運賃算定の基礎となる距離制運賃又は時間制運賃を設定する

2 料金

(1) 料金の種類

- | |
|--------------|
| ① 待料金 |
| ② 迎車回送料金 |
| ③ サービス指定予約料金 |
| ④ その他の料金 |

(2) 料金の適用方法

イ 待料金

- | |
|------------------------------|
| ① 待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合に適用 |
| ② 待料金の額は、加算運賃額とする |

ロ 迎車回送料金

- | |
|---|
| 迎車回送料金：
旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合
次のいずれかを適用する |
| ① 1車両1回ごとの定額
(一定距離まで無料とするもの及び一定の距離に応じて段階的に料金を設定するものを含む) |
| ② 発車地点より実車扱い（タクシーメーター器を「迎車」の位置に操作すること）とし、
初乗運賃額を限度とする |
| この場合において、
当該料金の適用方法について、あらかじめ利用者に分かりやすい情報提供を行い、
利用者保護に十分な対策を講じる |

ハ サービス指定予約料金

- | |
|---|
| ① サービス指定予約料金：時間指定配車料金・車両指定配車料金（道運施規10の41）
＝旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定めるもの（道運9の31） |
| ② 時間指定配車料金：予約による旅客の指定した時間に車両を配車する場合に適用 |
| ③ 車両指定配車料金：予約による旅客のワゴン車等の配車依頼に応じてワゴン車等を配車する場合に適用 |
| ④ サービス指定予約料金の額：1車両1回ごとの定額
「時間指定配車」かつ「車両指定配車」のいずれにも該当する場合
→②又は③により適用しうるいずれかの料金のうち高額の料金のみ |

ニ その他の料金

- | |
|---|
| その他の料金：不当な差別的取扱いをするものではなく、
かつ、
旅客が利用することを困難にするおそれがないもの
である場合に設定できる |
| cf. 介護料金等＝旅客の運送に直接伴うものではない料金：「その他の料金」に含まない
→認可も届出も不要 |

3 車種区分（特定大型車 大型車 普通車）

4 その他（略）

タクシーである旨の表示（タク特法45条、タク特法施行規則29条）

	法人	個人
(2項) 装置（表示灯）	「タクシー」 「TAXI」 タクシー事業者の 名称若しくは記号 又は タクシー事業者が所属する団体の 名称若しくは記号	「個人」
(1項) 表示事項 （事業用自動車の両側面）	「タクシー」 又は 「TAXI」	「タクシー」 「個人」 及び 又は 「TAXI」

なお、道路運送法95条により自動車の外側には「使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項」についても表示

出題例

◆◆◆ タクシーである旨の表示（表示灯）

[2011-37] タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者のタクシーにあつては、「個人」を表示灯に表示するように定められています。

（誤りの出題例）

[2911-31] タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者のタクシーにあつては、「個人」又はタクシー事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示灯に表示するように定められています。

[1903-39] タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者のタクシーにあつては、「個人」又はタクシー事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示灯に表示するように定められています。所属する団体の名称若しくは記号を変更しようとするときは、同法の規定によりあらかじめ、行政庁に届け出なければなりません。

◆◆◆ タクシーである旨の表示（当該事業用自動車の両側面）

[3007_16] タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の事業者は、当該事業用自動車の両側面に「個人」及び「タクシー」又は「TAXI」と表示しなければなりません。

（誤りの出題例）

[2907-13] タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の事業者は、当該事業用自動車の両側面に「個人」又は事業者が所属する団体の名称を表示しなければなりません。

[CA-0155] タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者は、当該事業用自動車の両側面に「個人」又は「タクシー」及び「TAXI」と表示しなければなりません。

◆◆◆ 自動車に関する表示（自動車の外側）

[2611-12改] 道路運送法の規定では、一般乗用旅客自動車運送事業者は事業に使用する自動車の外側に使用者の氏名、名称又は記号を表示しなければなりません。

車内表示装置の表示事項

表示事項	表示事由	表示方法	運転日報の備考欄に記入する事項	限定	表示板
① 空車	空車のとき	車外に向けて表示	---	---	
② 割増	割増運賃を適用している場合	車内及び車外に向けて表示	---	---	
③ 無線予約 (東京都特別区・武三交通圏の区域であって無線装着車に限る。)	無線配車(無線基地局の指令により、旅客の指定場所に配車すること。)により迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させ無線待ち料金を適用している場合	車外に向けて表示	表示した時刻	---	
④ 迎車	旅客の運送申し込みを受けて迎車回送する場合	車外に向けて表示	---	表示事由の場合以外表示してはならない	表示板(3)
⑤ 予約車	迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合 (③により『無線予約』を表示する場合を除く。)、 又は 運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合	車外に向けて表示	表示した時刻	表示事由の場合以外表示してはならない	表示板(2)
⑥ 貸切車	時間制運賃を適用する場合 であって、 営業所、車庫等 を旅客の要求により 出発したときから運送を終了するまでの間	車外に向けて表示	---	表示事由の場合以外表示してはならない	表示板(4)
⑦ 観光車	観光ルート別運賃を適用する時間中	車外に向けて表示	表示した時刻 観光ルート名	表示事由の場合以外表示してはならない	表示板(5)
⑧ 回送	運転者が食事、休憩若しくはトイレのため、運送の引受けをすることができない場合 又は 乗務の終了、車両の故障等、運賃メーター及び外付け運賃・料金ユニット又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送する場合	車外に向けて表示	表示した時刻 回送後は回送区間	表示事由の場合以外表示してはならない	表示板(1) 車両に備えなければならない
(表示板のみ) 配車回送板	計画配車の為に、空車で回送する場合	配車回送版を掲出	掲出した時刻 回送後は配車回送区間	---	表示板(6)
⑨ 救援	救援事業を行う場合はその時間中	車外に向けて表示	表示した時刻 終了した時刻	---	表示板(7)

個人タクシー法令試験対策 正誤問題集

発行日 平成 29 年 11 月 15 日 初 版
平成 30 年 7 月 10 日 2018 年 7 月版
著 者 aimoto (<http://daiichij.s17.xrea.com>)
発行者 同上
印 刷 製本直送.com / 他
頒 価 1,200 円